

第7 免許状取得の方法

本学部学生は、学則及び学部が定めるコースごとの履修方法・基準に基づいて修学することが第一義である。

選択したコースの履修基準に従って必要な科目を履修すれば、各コースに応じて以下のような免許状及び資格を取得できる。意欲を持って取り組めば他の免許状の取得も可能であるが、コースによって取得可能な免許状は限られる。

幼児教育コース		幼稚園教諭1種、保育士資格
小学校教育コース	教育課題探求分野	小学校教諭1種
	特別支援教育分野	小学校教諭1種 及び 特別支援学校教諭1種
	教科教育分野	小学校教諭1種
中学校教育コース		中学校教諭1種 及び 小学校教諭2種 又は 特別支援学校教諭2種

免許状取得にあたっては、教育職員免許法、同法施行規則等法令の適用を受け、また法令上の科目と本学部開設授業科目との対応については、本学部が定める「免許法科目との対照表」が適用される。

1. 教育職員免許法の概要

(1) 目的

この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的としている(免許法1条)。

昭和24年戦後教育改革の一環として制定され、基本的には、教育職員に「専門職」としての地位、役割を想定して「大学における教員養成」の制度を確立するとともに、「教員免許の開放性」の原則に立脚することを特質とするものである。

(注) 「教育職員」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校及び幼稚園(以下学校という。)の教諭・助教諭、養護教諭・養護助教諭及び講師(以下教員という)をいう。

(2) 教員と免許

ア 教員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。すなわち、全ての教員は、その勤務する学校の種類に応じ、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教諭又は助教諭の免許状を有していなければならない(相当免許主義)。

(注)「各相当」とは、学校種別から教科別までのことをいう。

イ 講師については、各相当学校の教員の相当免許状を有していればよいことになっている（免許法第3条第3項）。

(3) 種類

ア 普通免許状，特別免許状及び臨時免許状

免許状は，普通免許状及び特別免許状と助教諭となるための臨時免許状の3種類に分かれている（免許法第4条第1項）。

普通免許状には，小学校・中学校・高等学校・特別支援学校及び幼稚園の教諭の免許があり，それぞれ専修，1種及び2種（高等学校教諭の免許状は専修と1種免許状）に分かれている（免許法第4条第2項）。

普通免許状のうち2種免許状を有するもので教員に任命されたものは，1種免許状を取得するように努めなければならない（免許法第9条の2）。

イ 免許教科

免許教科には，中学校に15教科，高等学校に32教科があるが（免許法第4条第5項），本学部学校教育教員養成課程で取得できる免許教科は以下のとおりである。

① 中学校

国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・外国語（英語）

② 高等学校

国語・地理歴史・公民・数学・理科・音楽・美術・書道・保健体育・家庭・工業・外国語（英語）

(4) 免許状の授与

ア 大学における教員養成による授与

免許状は，課程の認定を受けた大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に一定年限以上在学し，かつ所定の単位を修得したものに授与される（免許法第5条別表第1・第2）。

本学では，教育学部及び課程の認定を受けた学部，学科又は課程で免許を取得できるが，それは，小学校教諭1種免許状，中学校教諭1種免許状（免許教科は(3)イ①のとおり），高等学校教諭1種免許状（免許教科は(3)イ②のとおり），特別支援学校教諭1種免許状，幼稚園教諭1種免許状である（学則第60条別表第3）。

イ 教育職員検定による免許状の授与

普通免許状は，教育職員検定を合格したものにも授与される（免許法第5条1項）。

(5) 効力

普通免許状は，すべての都道府県において，効力を有する（免許法第9条1項）。

(6) 出願の手続き

ア 出願書類の提出について

教員免許状の申請については、4年次10月に開催予定の教員免許状申請説明会において下記申請書類を配付し、教育学部学務係で取りまとめの上、香川県教育委員会に一括申請している。学務係への提出期限までに書類を提出しない場合は、卒業後の個人申請となり、卒業年度内に教員免許状を受け取ることはできないので注意すること。

イ 出願書類一覧(教育学部から一括申請する場合)

- ① 教育職員普通免許状授与願 取得免許状の校種・教科ごとに1枚
- ② 介護等体験証明書 1枚
- ③ 宣誓書 1枚
- ④ 履歴書 1枚

(注1) 卒業後に個人申請する場合は、上記書類に加えて、学務係で発行する「学力に関する証明書」が必要である。

(注2) 教員免許状申請窓口：香川県教育委員会義務教育課

2. 免許状取得方法

教員免許状の取得にあたっては、それぞれの基礎資格を充たした上で、教科及び教科の指導法に関する科目、教職に関する科目及び大学が独自に設定する科目(特別支援学校教諭免許状については特別支援教育に関する科目)の最低単位を履修しなければならない。

各コースの卒業要件である履修基準を充たすことにより当該免許状は取得できるが、それ以外の免許を併せて取得しようとする者は、免許法指定科目と本学部開設科目とを対照させた「免許法科目との対照表」を参照し、必要な科目を履修すること。